

仕 様 書

本仕様書は建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく下記市有施設に係る特殊建築物の定期調査及び報告に関し、関係法令に従い、業務が適正かつ円滑に遂行されるよう定めたものである。

- 1 業務委託名 小中学校特殊建築物定期調査報告業務委託
2 委託施設 小中学校17校

施設名	住所	延べ面積	階数	定期調査報告内容
原町第一小学校	原町区東町二丁目66	7,736.70	3	建築物・建築設備
原町第二小学校	原町区橋本町一丁目101	6,735.59	3	建築物・建築設備
原町第三小学校	原町区上町一丁目13	6,310.89	3	建築物・建築設備
高平小学校	原町区下北高平字古館22	4,307.45	3	建築物・建築設備
大甕小学校	原町区大甕字鶴蒔8	4,626.70	3	建築物・建築設備
太田小学校	原町区益田字塩釜236	4,078.81	3	建築物・建築設備
石神第一小学校	原町区北長野字北原田288	4,548.95	3	建築物・建築設備
石神第二小学校	原町区大木戸字西原1	6,310.73	3	建築物・建築設備
鹿島小学校	鹿島区鹿島字広町13	5,507.80	3	建築設備
上真野小学校	鹿島区浮田字一丁田81	3,564.51	3	建築設備
小高小学校	小高区関場一丁目77-1	5,444.79	3	建築設備
原町第一中学校	原町区南町三丁目23	8,663.36	3	建築物・建築設備
原町第二中学校	原町区桜井町一丁目152	8,422.89	4	建築物・建築設備
原町第三中学校	原町区下太田字川内前12-2	5,754.68	2	建築物・建築設備
石神中学校	原町区石神字北畑47-1	6,426.66	3	建築物・建築設備
鹿島中学校	鹿島区寺内字落合28	5,169.93	3	建築設備
小高中学校	小高区吉名字中坪1	5,645.92	3	建築設備

- 3 委託期間 契約締結日から令和8年9月30日まで

4 業務内容等

- (1) 定期調査報告は、建築物に関する防火、避難の関係に重点をおき、敷地、構造、衛生関係については基本的な事項のみを対象とする。
- (2) 調査業務は打診(脚立+テストハンマー、高所作業車+テストハンマー)及び目視とし、

必要に応じ全面打診等を行う。

- (3) 調査事項及び調査方法は建築物の管理者に対してできる限り負担をかけないこととする。
- (4) 調査の結果、管理者に対し建築物の性能向上について、指導助言を積極的に行うこととする。

5 業務の範囲

- (1) 実態調査及び欠陥事項の指摘と改善方策の提示。(各委託施設別一覧表の作成)
- (2) 委託者への建築物定期報告書2部(各委託施設別：正本1部・副本1部)の作成。
- (3) 調査結果による施設別の「指摘の概要」一覧を作成すること。
- (4) 特定行政庁への報告代行も行うこと。

6 職務遂行上の注意

- (1) 調査結果は、何人が調査しても同一の結果が得られるごとき公正な客観的判断基準の保持に努めること。
- (2) 調査により知り得た事項は、所定の手続きに関する以外は厳に機密の保持に努めること。
- (3) 可能な限り短時間に的確かつ能率よく調査すること。
- (4) 受託者は、実態調査を一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則第4条の20第1項に定める資格を有する者に行わせるものとし、実態調査時においては、常に自己の身分を証明する資料(調査資格者手帳等)を携行すること。
- (5) 止むを得ない場合のほかは、施設管理者又はその代理者に同行しその立会いのもとに調査すること。
- (6) できる限り業務の妨げとならないよう配慮するとともに建物、備品等に損傷を与えないよう留意すること。
- (7) 委託者は、法定調査報告書に係る各図面(用紙A判：敷地及び配置図は縮尺1/1,000、各階平面図は縮尺1/500)を提供する。但し、業務上、新たに図面等を作成する必要がある場合は、受託者がこれを作成するものとする。

7 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8 その他

- (1) 受託者は業務遂行にあたり、業務日程表及び業務代理人届、履歴書を受託者の指定する職員に提出する。
- (2) 本書に特段の定めがない事項については両者協議のうえ決定するものとする。